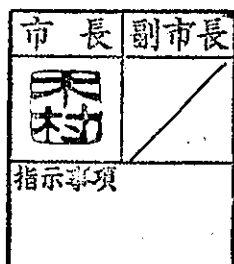




幸手市役所庁舎整備調査特別委員会調査 中間報告書



令和7年6月26日

幸手市庁舎整備調査特別委員会
委員長 木村 治夫

1 特別委員会設置の目的

幸手市役所庁舎整備基本構想が策定され、庁舎整備事業が進行するなか、市議会として庁舎整備に係る諸事項について調査研究する。

- (1) 名 称 幸手市役所庁舎整備調査特別委員会
- (2) 設置根拠 地方自治法第109条及び幸手市議会委員会条例第4条
- (3) 定 数 正副議長をオブザーバーとし、13人以内で構成
- (4) 付議事件 幸手市役所庁舎整備に関する事項
- (5) 調査経費 調査のため要する経費は、議会予算の範囲内とする。

2 特別委員会の開催状況

回 数	開催日	審査事項等	出席委員
第1回	令和7年 2月19日	・委員長、副委員長の互選	13人 (2人)
第2回	3月13日	・委員会の進め方	12人 (2人)
第3回	4月25日	・幸手市庁舎整備基本構想の説明（執行部）	13人 (2人)
第4回	5月26日	・質疑応答（執行部）	13人 (2人)
第5回	6月11日	・追加意見への回答（執行部）	13人 (2人)

※出席委員の（ ）はオブザーバー

3. 審査の経過・結果（中間）

本委員会は、令和7年2月19日の第1回から令和7年6月11日まで（全5回）、幸手市役所庁舎整備に関する事項（基本構想）について審査を行ってきた。

第2回では、特別委員会の進め方を議題とし

- ・現庁舎以外の候補地（例：ウェルス幸手）がよいと考えるが、そのような議論をこの委員会でもしてもよいのか
- ・評価項目について、なぜこのような結果（◎・○・△）になったのか？詳細な評価の根拠がわからない
- ・現庁舎の老朽化が指摘されている中で、新庁舎ができるまで現庁舎を使い続けるのは問題ではないか？

上記のような意見があった。

第3回では、執行部による基本構想の詳細説明があり、主な質疑として

- ・敷地決定のスケジュールと決定者は？
- ・評価項目は現庁舎ありきで不公平では？
- ・議会否決の場合どうなる？条例改正は？
- ・防災やコスト面で現庁舎が不適當では？
- ・職員は評価を妥当と感じているか？
- ・基本構想で場所は決まっているのか？基本計画で決めるのか？
- ・都市計画道路や仮庁舎評価が現庁舎に有利すぎるのでは？公平か？
- ・敷地決定後に事業費等が固まるのか？

があり、それぞれ回答がなされた。

第4回では、基本構想に対する質疑応答を議題とし主な質疑として

- ・仮庁舎を現庁舎敷地に整備をする場合、どのような場所に建てるのか
- ・仮庁舎の建築金額は積算されているか
- ・8月に結論を出すというのは時期尚早と考える。
- ・仮設の建物を建てるというイメージがなかったが、仮設庁舎を建てて、さらに本庁舎を建てる構想か。
- ・工事車両の搬入や資材を置き場など、具体的には検証されたか

- ・概要版の基本構想の位置づけで、基本計画、基本設計、実施設計、着工となっているが、どのようなスケジュールで考えているのか。
- ・基本構想に、庁舎や分散している第二庁舎とウェルス幸手に関して、どういう方向性なのかもあったほうが良いとは思いますが、なぜその内容が入っていないのか。
- ・複合化は、様々な要件があつてこそ、本庁舎の計画になるかと思うが、なぜ場所を先に決めてしまうのか。
- ・民間の施設などと複合化すれば、市の負担だけでなく、民間の費用負担もでてくるのではないか
- ・時間を要しても、ほかの場所がよいのではないかという結論に至った場合に、変更は可能か

があり、それぞれ回答がなされた。

第5回では委員からの追加意見に対する回答を議題とし主な質疑として、

- ・幸手市の市庁舎立地に関する市民アンケートの結果が審議会の答申と異なることについて、住民参加のワークショップを開催して民意を再確認すべきではないか？
- ・幸手市庁舎整備基本構想の整備候補地の検証において、配点基準が曖昧であることについて、審議会の公平性をどのように保証しているのか
- ・庁舎の整備において費用の比較検討や複合施設化の可能性を考慮すべきではないか
- ・分散している窓口の課題を解決するために、どのような施設を対象として整備を検討しているのか明確にすべきではないか
- ・複合施設と単独庁舎のどちらが適しているのか、検討が必要ではないか
- ・現在の庁舎建設場所の選定理由が不明な点について、どのように説明されるのか
- ・専門的な内容を議論するあり方検討会において、議論の内容や結論が外部から理解できるようにすべきではないか
- ・庁舎建設に際して木村市長は基金の活用に関する基本方針を持つべきではないか
- ・木村市長は高齢化と人口減少による財政悪化を考慮した上で、庁舎整備基本構想や計画を策定しようとしているのか
- ・幸手市の庁舎整備基本構想や計画において、DX（デジタルトランスフォーメーション）をどのように取り入れ、どのような庁舎を目指しているのか
- ・幸手市は庁舎建設に関して、他の市（例えば下田市）のような検討を行ったのか

・幸手市の財政計画にはどのような内容が含まれているのか
があり、それぞれ回答がなされた。

以上で、本委員会における審査の中間報告とする。

今後、庁舎整備基本構想に基づき、上記意見を参考に庁舎整備基本計画の策定を慎重に行い、進捗状況については議会に対し随時報告を行うよう求める。